

帯広市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月18日

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市条例第29号

帯広市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

帯広市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。